

## 協働の指針 第3章（素案）

### 第3章 目指すべき理想

#### 【協働の定義、考え方】

- ◆阪南市における協働とは、「市民が主体的な活動団体や事業者、企業等及び行政それぞれがお互いの持つ特性を生かし、支えあうパートナーとして、住み続けられるまちづくりを行っていく」ことです。
- ◆それらを促進するため、様々な活動を通じて、人や活動が「つなぐ・つながり」を生み出します。
- ◆そのつながりが、きめ細かな「網の目（ネットワーク）」を創造し、お互いさまのまちづくりにつながっていきます。

#### ◇部会員の意見

- ・まずは、情報交換や発信などを行うことから協働が進んでいく。
- ・阪南市のキャッチフレーズの「ともにさかそう、笑顔とお互いさまのまち、阪南」は協働にも合っている。
- ・高齢者等を支える網の目（ネットワーク）が非常に細かくなっている。
- ・市民が主体な活動行い、その活動をサポートする機関が必要。
- ・人や活動がつながったり、つなぐということも大切。
- ・つながることで、困りごとに対して助け合いが生まれる。

### 【協働の原則】

- ◆一人で悩まず、情報の発信を行っていきこう！（情報共有）
  
- ◆困りごとは、助け合おう！（相互補完）
  
- ◆同じ視線で、話し合おう！（対等な関係）
  
- ◆長所、短所を認め合おう！（相互理解）
  
- ◆一方に依存することなく、互いの言動を尊重しよう！（自主性・自立性の尊重）
  
- ◆互いのルールを守り、行動しよう！（自律性の尊重）

### ◇部会員の意見

- ・情報共有など、知ることが無いとつながることもできない。
- ・助け合いが生まれるということは、相互補完につながると思う。
- ・協働を進めていくためには、協働のパートナー同士は対等でなければならない。
- ・相互理解も言い換えると「おたがいさま」ということではないか。
- ・自主性や自立性も必要。また、自立性には「立つ」と「律する」2つの意味があり、言葉はどう選ぶかも大切。

【協働の担い手、パートナー】

◆『市民』

市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内  
で活動する団体

◆『自治会』

一定の区域内の住民等で構成された、地域住民等の福祉や振興の向上のため、  
活動する組織

◆『特定非営利活動法人(NPO法人)』

専門性を有し社会的課題の解決に取り組む、営利を目的としない公益な活動を行う  
団体

◆『学校等』

小・中・高校及び大学

◆『市民公益活動団体』

市民が自主的に、地域課題または社会的課題の解決に取り組む、営利を目的とし  
ない公益な活動を行う団体

◆『事業者・企業等』

営利を目的として事業を行う個人経営、法人経営等の企業

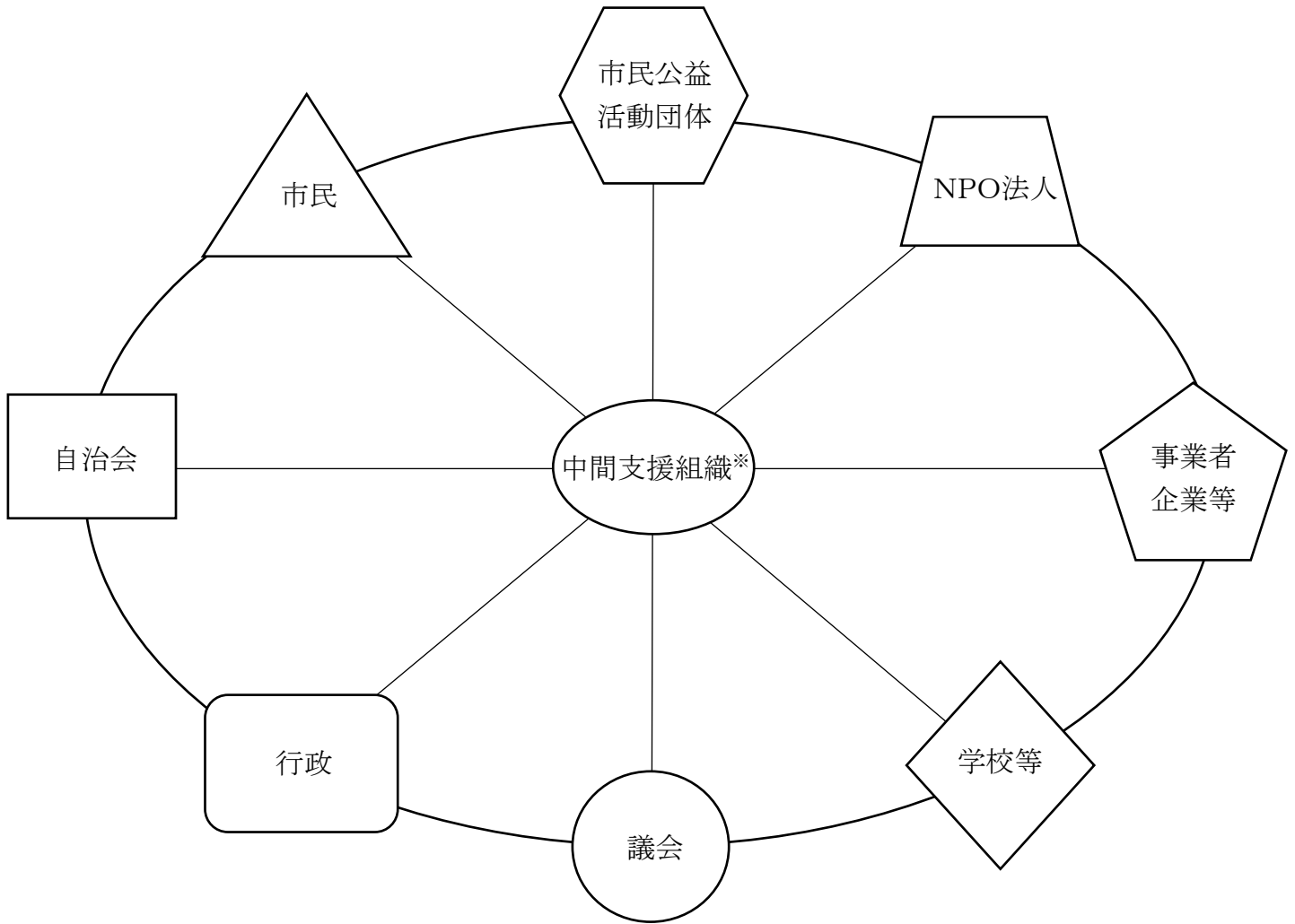
◆『議会』

市民から選出された市民を代表する議員で構成され、行政が実施するサービスに  
ついて審議等を行う組織

◆『行政』

住民の福祉向上のための公共事業や公共サービスの提供などを行う組織

【協働のカタチ】



※中間支援組織・・・組織が持つノウハウやネットワーク情報などを活用し、市民と市民、市民と行政などの間に立って、中立的な立場から適切なコーディネートを行う組織。